

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられ、また令和元年10月1日からは8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和5年度北上市一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況は次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) **12億2,400万円**

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充当した社会保障施策に要した経費 **74億5,758万円**

<内訳>

(単位:万円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	市債	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他	
社会福祉	障がい者介護給付費等事業	151,983	113,850			20,000	18,133
	障がい者相談支援事業	4,338	1,364			1,000	1,974
	要援護老人ホーム措置事業	14,395			2,066	5,000	7,328
	国民健康保険特別会計繰出金	53,514	27,422			10,000	16,092
	介護保険特別会計繰出金	122,250	5,846			40,000	76,405
	保育園保育実施事業	101,370	68,748		10,040	13,800	8,782
	児童手当等給付事業	132,250	112,110			10,000	10,140
	施設型給付費等負担金	100,390	73,205			10,000	17,185
	地域型給付費等負担金	58,556	46,290			10,000	2,266
	小学校就学援助事業	2,872	204			1,000	1,668
	中学校就学援助事業	2,844	163			1,000	1,681
	小計	744,763	449,202		12,106	121,800	161,656
保健衛生	乳幼児集団健康診査事業	995				600	395
	小計	995				600	395
合計	745,758	449,202		12,106	122,400	162,050	